

袋井市特産品開発事業費補助金 をご利用ください！



袋井市の新たな特産品を開発される方に、
試作や商品PRに係る費用の一部を補助します！

商品の試作や材料購入などを開始する前に、必ずご相談ください！

特産品とは？

袋井市の魅力を発信できる物であって、次の①又は②に該当するものをいいます。

- ① 市内で生産され、又は市の産品を使って加工され、若しくは製造された農林水産加工品、工芸品等
- ② 観光イベントと関連する商品等
観光イベント・・・遠州三山風鈴まつり、遠州三山紅葉まつり、可睡齋ひなまつり、ふくろい夜宵プロジェクト

補助金の対象経費

補助金の対象経費には、次のような経費があります。

- (1) 特産品の由来の調査、開発研究、市場調査及び開発計画の策定に要する経費
- (2) 原材料及び副材料の購入に要する経費のほか、特産品の試作に要する経費
- (3) 試食会及び各種イベントへの参加に要する経費
- (4) 特産品のデザイン設計及び商標に要する経費
- (5) 特産品の販売に係る免許等の取得に要する経費
- (6) 特産品のPRに要する経費

詳しくは、袋井市産業政策課商業観光室までお問い合わせください。

補助率・補助限度額

補助対象経費の2分の1を補助します。ただし、補助限度額を上限とします。

補助率及び補助限度額は、以下のとおりです。

補助率・・・1団体ごとに補助対象経費の2分の1以内（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

補助限度額・・・1品目につき1団体当たり500,000円を限度とし、補助金の交付の対象となる期間は、3年度を限度とする。

<計算例>

A 総事業費200万円で商品開発する場合

総事業費 200万円×1/2=100万円 > 補助限度額 50万円 → 補助金額 50万円

イ 総事業費80万円で商品開発する場合

総事業費 80万円×1/2=40万円 < 補助限度額 50万円 → 補助金額 40万円

問い合わせ先

袋井市産業部産業政策課商業観光室

住所：袋井市高尾1211-1 電話番号：0538-44-3156

E-mail：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp